

善意

善意が寄せられました。
厚くお礼申し上げます。



平成27年12月15日、「ジホー愛の基金・
きずな 絆」より「福祉行政の推進に役立ててください」と車椅子1台の寄贈がありました。

問 高齢介護課 TEL 06-6992-1610

ろう者の経験談を
聞いてみよう

成人聴覚障害者の大学時代、社会人、情報保障など体験談が聞けます。

時 2月27日(土)

午前10時～11時30分

場 わかくさ・わかすぎ園

対 聴覚障害児および保護者

備 手話通訳・文字通訳を実施。

詳細は、参加者へお知らせします。

申・問 2月19日(金)までに
障害福祉課

TEL 06・6992・1630

FAX 06・6991・2494

✉ Mori.shougai@city-mori
guchi-osaka.jp

安否確認ホットライン

新聞がポストに溜まっている、洗濯物が長く干したままである、明かりが昼夜ずっとついたままなど、普段と様子が違い安否確認が必要な状況と思われる場合には、安否確認ホットラインに連絡してください。

寄せられた情報をもとに、早急に安否確認・状況把握を行います。

受付 月曜日～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時30分

安否確認専用電話・メール

✉ Anpi4010line@city-mori
guchi-osaka.jp

問 高齢介護課

TEL 06・6992・1610

救急安心カード

救急車を呼び救急隊員がかけた時に、救急隊は病院に患者の状態を伝えなければなりません。その時に、氏名、持病、常用薬、救急連絡先などの情報があれば、よりスムーズな対応が期待できます。あらかじめ「救急安心カード」を作成し、救急時に備えておきましょう。

「安否確認ホットラインの揭示用チラシ」「救急安心カード」の設置場所

高齢介護課(市役所本館1階)、市役所案内、市民保健センター、佐太・菊水老人福祉センター、障害者・高齢者交流会館、市民・大日サービスコーナー、各公民館。

また、市ホームページからダウンロードできます。

問 高齢介護課

TEL 06・6992・1610

生活困窮者のための
就労訓練事業

平成27年4月に始まった生活困窮者自立支援制度の「就労訓練事業」という仕組みをご存じですか?これは、事業者が自治体から認定を受けて、生活困窮者に就労の機会を提供するものです。

引きこもっていた期間が長かった、心身に課題があるなど、すぐには一般就労に従事することが難しくても、短時間であったり、支援や配慮があれば働くことができる人は大勢います。

誰もが支え合う社会を目指して創設されたこの制度は、事業者の皆さんにとっても、貴重な人材だと思える人がきつと見つかるはずですよ。

生活困窮者の状況に応じた支援付きの働く場を提供するこの事業、皆さんもぜひ実施を考えてみませんか。

就労訓練事業

自立相談支援機関(市内では、くらしサポートセンター)のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、状況に応じた

就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。

利用者は、

▽雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態(非雇用型)

▽雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態(雇用型)

のいずれかで就労を行います。どちらも、本人の状況に合わせてステップアップしていきます。最終的には一般就労(企業や事業所などで、一般従業員と同じ働き方をすること)につなげることが目標です。

生活困窮者就労訓練事業を行う事業所は、生活困窮者自立支援法第10条の規定に基づき、その事業内容、就労支援内容が適切である旨の都道府県知事など(市内の事業所は大阪府知事)の認定を受けることとなります。

申請予約など

問 府福祉部地域福祉推進室
会 援護課生活支援グループ

TEL 06・6941・0351
(内線 2489、2423)
(午前9時30分～午後6時)